

事務連絡  
令和4年12月12日

各  
〔都道府県  
指定都市  
中核市〕  
介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課  
厚生労働省老健局老人保健課

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」  
の公布及び一部施行について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々ご尽力及びご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」（令和4年法律第96号。以下「改正法」という。）が本年12月9日に公布され順次施行されることに伴い、本改正の趣旨等について、「「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」の公布及び一部施行について（通知）」（令和4年12月9日付け医政発1209第22号・産情発1209第2号・健発1209第2号・生食発1209第7号・保発1209第3号厚生労働省医政局長・医政局医薬産業振興・医療情報審議官・健康局長・大臣官房生活衛生・食品安全審議官・保険局長連名通知）により通知されたところです。

本通知において、高齢者施設の療養者等への健康観察や医療の提供等について示されている（記の第二の一の4、13、16、19、20、25）とともに、都道府県連携協議会を構成するその他関係機関として高齢者施設等の団体等が示されている（同8）ことから、都道府県等介護保険担当主管部局におかれても、御了知の上、必要に応じて、関係部局・関係機関等と連携いただくようお願いいたします。

【別添】

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」の公布及び一部施行について（通知）（令和4年12月9日付け医政発1209第22号・産情発1209第2号・健発1209第2号・生食発1209第7号・保発1209第3号厚生労働省医政局長・医政局医薬産業振興・医療情報審議官・健康局長・大臣官房生活衛生・食品安全審議官・保険局長連名通知）